

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金

厚生労働省から「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金」について案内がありました。

令和5年3月末までの間に、新型コロナウイルス感染症の影響による小学校等（※）の臨時休業や、子どもが新型コロナウイルスに感染した（またはそのおそれがある）等の事情により、子どもの世話を保護者として行うことが必要となった場合に、

- ・労働者として雇用している保護者に対し、年次有給休暇とは別の有給の休暇を取得させた企業に対しては、小学校休業等対応助成金
- ・個人で業務委託契約等をしていた仕事ができなくなった保護者に対しては、小学校休業等対応支援金が国から支給されます。

詳細な手続などは、厚生労働省ホームページで御確認ください。

（※）小学校のほか、義務教育学校の前期課程、特別支援学校、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園なども対象となります。

厚生労働省ホームページ

- ・新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

- ・新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html

※申請窓口や必要書類等については、上記リンク先に掲載しています。

また、専用のコールセンター（0120-876-187、土日・祝日含む9:00～21:00 まで対応）を設けて、事業主や保護者の方等からの御相談を受け付けております。

- ・小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21202.html

- ・厚生労働省公式LINE チャットボット

友だち追加用リンク：<https://lin.ee/qZZIxWA>（QRコード→）



【連絡先】

厚生労働省雇用環境・均等局職業生活両立課

電話：03-5253-1111（内線7929、7866）